

大田原市耐震アドバイザー派遣実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震アドバイザーの派遣に関する取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 耐震アドバイザー 栃木県耐震アドバイザー認定要綱（以下「認定要綱」という。）第2条第1項に規定する者をいう。

(2) 対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）で市長が必要と認めた建築物をいう。

(報酬)

第3条 耐震アドバイザーの報酬は、派遣先1件につき2,500円とする。ただし、耐震アドバイザーが公務員である場合は、支給しない。

(派遣先)

第4条 市長は、対象建築物の所有者の申請を受け、耐震アドバイザーを対象建築物の所在地へ派遣するものとする。

(業務)

第5条 耐震アドバイザーは、耐震診断及び耐震改修に関する技術的助言を行うものとする。

(申請)

第6条 耐震アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、耐震アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(耐震アドバイザーの推薦)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、耐震アドバイザー人選依頼書（様式第2号）により社団法人栃木県建築士会長（以下「会長」という。）に耐震アドバイザーの人選を依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼された会長は、適当な耐震アドバイザーを人選し、耐震アドバイザー推薦書（様式第3号）により市長に回答するものとする。

(派遣の決定)

第8条 市長は、耐震アドバイザーの派遣を決定したときは、耐震アドバイザー派遣決定通知書（様式第4号）により、耐震アドバイザーの派遣をしないことを決定したときは、耐震アドバイザーを派遣しない旨の通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

(職員の立会い)

第9条 市長は、耐震アドバイザーが第5条の規定に基づく業務を実施する場に、職員を立ち合わせることができるものとする。

(結果報告)

第10条 耐震アドバイザーは、第5条の業務完了後、耐震アドバイス実施結果報告書(様式第6号)により申請者及び市長に報告しなければならない。

2 第5条に基づく助言等を受けた申請者は、耐震アドバイザー派遣受入れ結果報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(報酬支払い)

第11条 市長は、前条第2項に基づく報告内容が適正であると認めたときは、当該耐震アドバイザーに対し、第3条に規定する額の報酬を支払うものとする。

(報酬の不払い)

第12条 市長は、第5条に基づく業務、第10条第2項に基づく報告が不適切であると認めたときは、第3条に規定する報酬を支払わないことができる。

2 前項の理由が、認定要綱第12条第1項第3号に該当すると思われる場合は、市長はその旨を知事に報告しなければならない。

3 第1項に基づき報酬を支払わない場合、市長は報酬を支払わない旨の通知書(様式第8号)により耐震アドバイザーに通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、耐震アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

2 この要綱は、認定要綱が効力を有しなくなったとき、その効力を失う。